

水道メーター仕様書

令和8年6月

神奈川県企業庁企業局

平成 23 年 2 月	制定
平成 30 年 12 月	全面改正
令和 4 年 5 月	一部改正
令和 8 年 6 月	一部改正

目次

第1章 総則

1.1 適用範囲	P 1
1.2 適用法令及び適用規格	P 1
1.3 用語の定義	P 1
1.4 型式承認手続き	P 2
1.5 型式承認後の手続き	P 3
1.6 窓口	P 3

第2章 メーターの仕様（共通）

2.1 一般的仕様	P 4
2.2 構造及び材質	P 4
2.3 塗装	P 4

第3章 メーター仕様（種類別）

3.1 接線流羽根車式 13～30	P 5
3.2 たて型軸流羽根車式 40	P 5
3.3 たて型軸流羽根車式 50～100	P 6
3.4 電磁式 50～200	P 6
3.5 電磁式 250～350	P 7
3.6 遠隔指示式（3線リモート） 13～40	P 7
3.7 遠隔指示式（5線リモート） 13～25	P 8
3.8 遠隔指示式（9線リモート） 20	P 8
3.9 遠隔パルス（3線50L/P） 13～40	P 9
3.10 遠隔パルス（3線1t/p） 13～40	P 9
3.11 発電式 13～30	P10
3.12 発電式 40	P10
3.13 発電式 50～100	P11
3.14 電子式 13～30	P11
3.15 電子式 40	P12
3.16 電子式 50～100	P12

様式類

- 様式-1 水道メーター型式承認申請書
- 様式-2 水道メーター概要表
- 様式-3 水道メーターの型式承認について（通知）
- 様式-4 水道メーター型式承認にかかる審査結果について（通知）
- 様式-5 水道メーター型式変更等届出書
- 様式-6 水道メーター型式更新届出書
- 様式-7 水道メーター型式承認の取消しについて（通知）

仕 様 書

第1章 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、神奈川県企業庁企業局（以下「局」という。）において、水道メーター（以下「メーター」という。）を型式承認する場合に適用する。

なお、型式承認されたメーターを局に納品するにあたっては、別に定める「量水器購入等仕様書」に従うこと。

1.2 適用法令及び適用規格

メーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等の最新の改正版に準じたものとする。

(1) 計量法関係

- ①計量法（平成4年法律第51号）
- ②計量法施行令（平成5年政令第329号）
- ③計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
- ④特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

(2) 水道法関係

- ①水道法（昭和32年法律第177号）
- ②水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ③水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

(3) 日本産業規格及びその引用規格（最新版引用する。）

- ①JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様
- ②JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用
- ③JIS B 7554 電磁流量計

(4) その他関連する法令等

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格による。

- (1) JIS Z 8103 計則用語
- (2) JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様
- (3) JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部：取引又は証明用
- (4) JIS B 7554 電磁流量計

1.4 型式承認手続き

(1) 申請

型式承認を受けようとするものは、申請器材が本仕様書の要件を満たすことを事前に確認の上、次のとおり書類2部、電子ファイル1部（CD-R 1枚に保存）を提出する。

表-1 提出書類一覧

番号	書類	部数	電子ファイル	備考
1. 書類関係				
1-1	水道メーター型式承認申請書及び概要表	2	PDF (様式-2はExcel)	様式-1、様式-2
1-2	製品仕様書	2	PDF	任意様式
1-3	承認通知書(写)	2	PDF	国立研究開発法人(旧独立行政法人)産業技術総合研究所発行のもの
2. 図面関係資料				
2-1	外観図	2	PDF	外観寸法等が把握できるもの
2-2	構造図	2	PDF	内部構造の理解が可能なもの
2-3	表示機構図	2	PDF	表示部分の詳細が示されたもの
2-4	部品表(材質)	2	PDF	2-2 構造図への記載でも可とする
2-5	性能曲線図	2	PDF	各ポイントの値が記載されたもの
3. 技術関係資料				
3-1	耐圧試験成績表	2	PDF	
3-2	浸出試験成績表	2	PDF	
3-3	製品カタログ	2	-	電子媒体の提出は不要
4. 会社関係資料				
4-1	指定製造事業者指定書(写)	2	PDF	経済産業大臣発行のもの(水道メーター第一類、第二類)
4-2	納入実績書	2	PDF、Word もしくはExcel	
4-3	代理店証明書等	2	PDF	申請者と製造者が異なる場合、両者間で締結されている契約書もしくは覚書等
5. その他				
5-1	単価見積書もしくは価格表	2	PDF、Word もしくはExcel	

(2) 審査及び結果通知

局は、申請書類を審査し、本仕様書の第2章及び第3章に定める条件を満たすことを確認の上、様式-3により型式承認通知を申請者に発行する。

なお、提出された申請書類だけで承認の可否を判断できない場合は、申請者に追加資料の提出を求めるものとする。

また、必要に応じて申請者に申請器材の現物確認を求めることができる。

審査の結果、承認できないものは、様式-4により審査結果通知を発行する。

1.5 型式承認後の手続き

(1) 型式変更する場合

型式承認されているメーターの構造、材質、寸法、その他名称や記号等を変更する場合は、型式変更等届出書（様式－５）及び変更後の概要表（様式－２）を提出する。このとき、変更箇所がわかる資料（任意様式）、及び変更後も本仕様書の第２章及び第３章に定める要件を満たすことの証明書（任意様式）を提出すること。

提出部数は、書類２部、電子ファイル１部（CD-R もしくはメール送付）とし、電子ファイルの形式は、様式－２は Excel、それ以外は PDF とする。

(2) 型式更新する場合

型式承認されているメーターが、構造及び材質等の変更を伴わず計量法で定められている型式更新手続きを行った場合は、新たに取得した承認通知書の写しを添付の上、型式更新届出書（様式－６）を提出する。提出部数等は、前項と同様とする。

(3) 製造を中止した場合

型式承認されているメーターの製造を中止した場合は、型式変更等届出書（様式－５）により届け出ること。

(4) 型式承認を取消す場合

型式承認されているメーターの構造及び材質等に欠陥があると認めるとき、その他必要と認めるとき、局は、様式－７により型式承認を取り消すことができるものとする。

1.6 窓口

(1) 本仕様書にかかる各種手続き及び型式承認にかかる技術的な内容に関すること

神奈川県企業庁企業局 水道施設課 工務グループ

(2) メーター調達手続きに関すること

神奈川県企業庁企業局 経営課 営業指導グループ

第2章 メーターの仕様（共通）

2.1 一般的仕様

- (1) 計量法に基づく型式の承認を受けたものであること。
- (2) 別に定めるものを除き、メーター仕様は次によること。

①メーターの構成	一体型メーター
②メーターの使用形態	管路内メーター
③最高許容使用温度（水温等級）	30℃以下（T30）
④メーターの姿勢	水平方向
⑤最大許容使用圧力	1MPa 以上
⑥最大圧力損失	0.063MPa 以下
- (3) 内部及び外部からの水分の透過、浸出等により電子回路その他の計測部の異常、表示機能の曇り等を生じ、メーターの機能に支障をきたすことの無いよう、適切な構造及び材質であること。
- (4) 電子式及び電磁式にあっては、電気機械器具の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級（JIS C0920）IP67 以上とする。また、その他のメーターについては、これと同等の性能を有するものとする。
- (5) 湿潤な環境下に設置した場合であっても検定有効期間内において、強度及び水密等の低下を招く材質の変化を生ずることのない材料を選定すること。

2.2 構造及び材質

- (1) メーター本体が、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、かつ給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の耐圧性能及び浸出性能を満たしていることが証明されていること。
- (2) メーターケースの材質は、口径・種別ごとに第3章に従うこと。ただし、鉛レス銅合金製については、JIS H5120 及び 5121 で規定するビスマス青銅鋳物1種・2種・3種・5種・6種、ビスマスセレン青銅鋳物1種、もしくはシルジン青銅鋳物4種のいずれかであること。
- (3) 上ケース及び下ケースの材料は電子式を除き、同質のものとする。

2.3 塗 装

- (1) 鉛レス銅合金製及びステンレス製は無塗装とする。
- (2) ダクタイル鋳鉄製及び鋼管製の塗装方法は、次のとおりとする。

内面：JWWA G 112「水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装」及び JWWA K 135「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法」とし塗装膜厚は0.3mm 以上とする。

外面：錆等による腐食等に影響を受けない塗装を施し、申請者の仕様による。

第3章 メーター仕様（種類別）

3.1 接線流羽根車式 13～30

(1) 構造は、接線流羽根車、乾式、直読・円読併用表示のもので13mmは単箱型、20mm～30mmは複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25	30
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3	10
主要部材料		鉛レス銅合金			
全長	(mm)	165	190	225	230
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35	40
表示方式		アナログ・デジタル併用表示			
接続部寸法	ネジ外径(mm)	25.8	33.0	39.0	49.0
	ねじ山数	14	14	14	11
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001	0.001

3.2 たて型軸流羽根車式 40

(1) 構造は、たて型軸流羽根車（ウォルトマン）、乾式、直読・円読併用表示とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	40
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	16.0
主要部材料		鉛レス銅合金
全長	(mm)	245
流出入口中心の高さ	(mm)	45
表示方式		アナログ・デジタル併用表示
接続部寸法	ネジ外径(mm)	56.0
	ねじ山数	11
表示範囲の最小値	(m^3)	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001

3.3 たて型軸流羽根車式 50～100

- (1) 構造は、たて型軸流羽根車（ウォルトマン）、乾式、直読・円読併用表示とする。
 (2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	50	75	100
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	40	63	100
主要部材料		鉛レス銅合金		
全長	(mm)	560	630	750
流出入口中心の高さ	(mm)	80	100	120
表示方式		アナログ・デジタル併用表示		
接続部寸法 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	186	211	238
	ボルト穴×数	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$
表示範囲の最小値	(m^3)	99,999	99,999	999,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001

- (3) メーターは、メーター本体、補足管（ストレーナー付）及びハウジング型継手によるものを標準とする。
 (4) メーター本体及び補足管は片側フランジ型、片側ハウジング継手とすること。

3.4 電磁式 50～200

- (1) 構造は、電磁式の液晶表示とする。
 (2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	50	75	100	150	200
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		160 以上				
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	40	100	160	400	630
主要部材料		ステンレス				
補足管材料		ダクタイル鋳鉄管又は鋼管				
ストレーナー		○	○	○	○	○
全長	(mm)	560	630	750	1000	1160
表示方式		液晶デジタル表示				
接続部寸法 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	186	211	238	290	342
	ボルト穴×数	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 6$	$\phi 19 \times 8$
表示範囲の最小値	(m^3)	999,999				
最小の目量	(m^3)	0.01				

- (3) メーターは、メーター本体、補足管（2本）及びハウジング継手によるものを標準とする。
 (4) メーター本体は両側フランジ型又はウエハ型、補足管は片側フランジ型、片側ハウジング継手とすること。
 (5) 電池は、内蔵式リチウム電池等（寿命8年以上）とすること。

3.5 電磁式 250～350

(1) 構造は、電磁式の液晶表示とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	250	300	350
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		160 以上	160 以上	160 以上
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	630	1000	1000
主要部材料		ステンレス		
補足管材料		ダクタイル鋳鉄管又は鋼管		
ストレーナー		○	○	-
全長	(mm)	1240	1600	1800
表示方式		液晶デジタル表示		
接続部寸法 (フランジ)	フランジ 外径 (mm)	410	464	530
	ボルト穴×数	$\phi 23 \times 8$	$\phi 23 \times 10$	$\phi 25 \times 10$
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999,999	9,999,999	9,999,999
最小の目量	(m^3)	0.01	0.01	0.01

(3) メーターは、メーター本体、補足管 (2 本) 及びハウジング継手によるものを標準とする。

(4) メーター本体は両側フランジ型、補足管は片側フランジ型、片側ハウジング継手とすること。

(5) 電池は、内蔵式リチウム電池等 (寿命 8 年以上) とすること。

3.6 遠隔指示式 (3 線リモート) 13～40

(1) 構造は、接線流羽根車、円読表示のメーターに記憶装置ユニットを組み込んだもので、13mm は単箱型、20mm～40mm は複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25	30	40
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3	10	10
主要部材料		鉛レス銅合金				
全長	(mm)	165	190	225	230	245
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35	40	45
表示方式		アナログ・デジタル併用表示				
接続部寸法	ネジ外径 (mm)	25.8	33.0	39.0	49.0	56.0
	ねじ山数	14	14	14	11	11
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999	99,999	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

3.7 遠隔指示式（5線リモート） 13～25

(1) 構造は、接線流羽根車、円読表示のメーターに記憶装置ユニットを組み込んだもので、13mmは単箱型、20mm～25mmは複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3
主要部材料		鉛レス銅合金		
全長	(mm)	165	190	225
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35
表示方式		アナログ・デジタル併用表示		
接続部寸法	ネジ外径(mm)	25.8	33.0	39.0
	ねじ山数	14	14	14
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001

3.8 遠隔指示式（9線リモート） 20

(1) 構造は、接線流羽根車、円読表示のメーターに記憶装置ユニットを組み込んだもので、複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	20
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	4.0
主要部材料		鉛レス銅合金
全長	(mm)	190
流出入口中心の高さ	(mm)	35
表示方式		アナログ・デジタル併用表示
接続部寸法	ネジ外径(mm)	33.0
	ねじ山数	14
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999
最小の目量	(m^3)	0.001

3.9 遠隔パルス式（3線 50L/P） 13～40

(1) 構造は、接線流羽根車、円読表示のメーターにパルス発信器を組み込んだもので、13mmは単箱型、20mm～40mmは複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25	30	40
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3	10	10
主要部材料		鉛レス銅合金				
全長	(mm)	165	190	225	230	245
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35	40	45
表示方式		アナログ表示				
接続部寸法	ネジ外径(mm)	25.8	33.0	39.0	49.0	56.0
	ねじ山数	14	14	14	11	11
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999	99,999	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

3.10 遠隔パルス式（3線 1t/p） 13～40

(1) 構造は、接線流羽根車、円読表示のメーターにパルス発信器を組み込んだもので、13mmは単箱型、20mm～40mmは複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25	30	40
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3	10	10
主要部材料		鉛レス銅合金				
全長	(mm)	165	190	225	230	245
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35	40	45
表示方式		アナログ表示				
接続部寸法	ネジ外径(mm)	25.8	33.0	39.0	49.0	56.0
	ねじ山数	14	14	14	11	11
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999	99,999	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

3.11 発電式 13～30

(1) 構造は、接線流羽根車、円読表示のメーターに電圧パルス出力式発信器を組み込んだもので、13mm は単箱型、20mm～30mm は複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25	30
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3	10
主要部材料		鉛レス銅合金			
全長	(mm)	165	190	225	230
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35	40
表示方式		アナログ表示			
接続部寸法	ネジ外径(mm)	25.8	33.0	39.0	49.0
	ねじ山数	14	14	14	11
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001	0.001

3.12 発電式 40

(1) 構造は、たて型軸流羽根車（ウォルトマン）、円読表示のメーターに電圧パルス出力式発信器を組み込んだものとする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	40
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	16.0
主要部材料		鉛レス銅合金
全長	(mm)	245
流出入口中心の高さ	(mm)	45
表示方式		アナログ表示
接続部寸法	ネジ外径(mm)	56.0
	ねじ山数	11
表示範囲の最小値	(m^3)	99,999
最小の目量	(m^3)	0.001

3.13 発電式 50～100

(1) 構造は、たて型軸流羽根車（ウォルトマン）、円読表示のメーターで電圧パルス出力式発信器を組み込んだものとする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	50	75	100
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	40	63	100
主要部材料		ダクタイル鋳鉄		
全長	(mm)	560	630	750
流出入口中心の高さ	(mm)	80	100	120
表示方式		アナログ表示		
接続部寸法 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	186	211	238
	ボルト穴×数	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$
表示範囲の最小値	(m^3)	99,999	99,999	999,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001

(3) メーターは、メーター本体、補足管（ストレーナー付）及びハウジング型継手によるものを標準とする。

(4) メーター本体及び補足管は片側フランジ型、片側ハウジング継手とすること。

3.14 電子式 13～30

(1) 構造は、接線流羽根車、乾式、液晶デジタル表示メーターで電文出力式発信器を組み込んだものとする。13mmは単箱型、20mm～30mmは複箱型とする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	13	20	25	30
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	2.5	4.0	6.3	10
主要部材料		鉛レス銅合金			
全長	(mm)	165	190	225	230
流出入口中心の高さ	(mm)	23	35	35	40
表示方式		液晶デジタル表示			
接続部寸法	ネジ外径(mm)	25.8	33.0	39.0	49.0
	ねじ山数	14	14	14	11
表示範囲の最小値	(m^3)	9,999	9,999	9,999	99,999
最小の目量	(m^3)	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001

(3) 電池は、内蔵式リチウム電池等（寿命8年以上）とすること。

3.15 電子式 40

(1) 構造は、たて型軸流羽根車（ウォルトマン）、乾式、液晶デジタル表示メーターで電文出力式発信器を組み込んだものとする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	40
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	16
主要部材料		鉛レス銅合金
全長	(mm)	245
流出入口中心の高さ	(mm)	45
表示方式		液晶デジタル表示
接続部寸法	ネジ外径(mm)	56.0
	ねじ山数	11
表示範囲の最小値	(m^3)	99,999
最小の目量	(m^3)	0.0001

(3) 電池は、内蔵式リチウム電池等（寿命 8 年以上）とすること。

3.16 電子式 50~100

(1) 構造は、たて型軸流羽根車（ウォルトマン）、乾式、液晶デジタル表示メーターで電文出力式発信器を組み込んだものとする。

(2) 計量範囲及び定格最大流量等は次の表を原則とする。

口径	(mm)	50	75	100
計量範囲 ($Q_3/Q_1=R$)		100	100	100
定格最大流量 (Q_3)	(m^3/h)	40	63	100
主要部材料		鉛レス銅合金		
全長	(mm)	560	630	750
流出入口中心の高さ	(mm)	80	100	120
表示方式		液晶デジタル表示		
接続部寸法 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	186	211	238
	ボルト穴×数	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$	$\phi 19 \times 4$
表示範囲の最小値	(m^3)	999,999	999,999	999,999
最小の目量	(m^3)	0.001	0.001	0.001

(3) メーターは、メーター本体、補足管（ストレーナー付）及びハウジング型継手によるものを標準とする。

(4) メーター本体及び補足管は片側フランジ型、片側ハウジング継手とすること。

(5) 電池は、内蔵式リチウム電池等（寿命 8 年以上）とすること。

様式－ 1

年 月 日

水道メーター型式承認申請書

神奈川県企業庁水道技術管理者 殿

社 名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
連 絡 責 任 者 名
電 話 番 号

つぎの製品を貴局の水道メーターとして型式承認いただきたく、メーター仕様書に規定されている必要書類を添付のうえ申請いたします。

なお、ご承認のうえは、貴局の水道事業運営に支障をきたさぬことはもちろん、取扱いについても貴局の指示に従います。

1 品 名

2 型 式

3 口 径

様式-2 水道メーター概要表

分 類	種 別		商品名	
種 類				商標 及び 表示
承 年 月 日	(局にて記入)		承認番号	(局にて記入)
承 条 認 件	(局にて記入)		会 社 名	
使用箇所			備 考	
特 徴			構 造	
施工方法			施工上の注意	
写 真				

形状、寸法等

殿

神奈川県企業庁水道技術管理者
(職氏名)

水道メーターの型式承認について（通知）

さきに申請のあった標記について、審査の結果次のとおり水道用器材として型式承認しましたので通知します。

1 品 名

2 型 式

3 口 径

4 型式承認年月日

5 型式承認番号

6 型式承認条件

- (1) 当局に納品するメーターは、当局の「量水器購入等仕様書」に従うこと。
- (2) 承認を受けたあとに、型式変更、更新、もしくは製造中止した場合は、当局の「水道メーター仕様書」に従い速やかに届け出ること。

問合せ先
電話
内線

殿

神奈川県企業庁水道技術管理者
(職氏名)

水道メーター型式承認にかかる審査結果について（通知）

年 月 日、貴社より型式承認申請を受け付けた水道メーターについて、審査の結果承認できないので通知します。

1 申請された水道メーター

(1) 品 名

(2) 型 式

(3) 口 径

2 承認できない理由

問合せ先
電話
内線

様式－5

年 月 日

水道メーター型式変更等届出書

神奈川県企業庁水道技術管理者 殿

社 名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
連 絡 責 任 者 名
電 話 番 号

次の型式承認済み製品について、別添資料のとおり届け出ます。

1 品 名

2 型 式

3 口 径

4 承認年月日

5 承認番号

6 届出理由

〔 記載例 :
・ 別添のとおり構造・材質を変更したため。
・ 製造・販売を中止したため。 〕

様式－6

年 月 日

水道メーター型式更新届出書

神奈川県企業庁水道技術管理者 殿

社 名
代 表 者 名
所 在 地
電 話 番 号
連 絡 責 任 者 名
電 話 番 号

つぎの製品について、計量法に基づいた更新申請が承認されましたので、「承認通知書（写）」を添付のうえ、届け出ます。

なお、更新されたメーターの構造及び材質等に変更はありません。

1 品 名

2 型 式

3 口 径

4 承認年月日

5 承認番号

殿

神奈川県企業庁水道技術管理者
(職氏名)

水道メーター型式承認の取消しについて（通知）

次の水道メーターの型式承認を取り消しましたので通知します。

- 1 品 名
- 2 型 式
- 3 口 径
- 4 承認年月日
- 5 承認番号
- 6 取り消しの理由

（ 問合せ先
電話
内線 ）